

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第188回 市場監督管理の「ブラックリスト」制度にかかる最新運用規定

中国の国家市場監督管理総局は7月30日に「市場監督管理の重大な違法にかかる信用失墜名簿管理弁法」（以下「本弁法」という）を公布し、旧国家工商行政管理総局が2015年12月に公布していた「重大違法信用失墜企業名簿管理暫定施行弁法」はこれに代替されることになりました。本弁法は、当事者が何らかの条件のもとで「重大な違法にかかる信用失墜名簿」（以下「ブラックリスト」という）に登録される場合についてかなり詳細に規定したもので、日系企業にも影響が及びうため、今回はそのポイントとなる内容について解説いたします。

◇ブラックリスト制度が企業の経営に大きく影響したケース

本弁法が公布されるまでも、ブラックリスト制度はすでに6年近く運用されており、多くの事例で企業の経営に相当なマイナス影響をもたらしてきた。

日本企業のA社は、中国の民間企業B社との共同出資により合弁会社C社を設立し、持ち分比率は60%と40%であった。B社では19年の初めに社内で大掛かりな人事調整を行って経営にかなり影響が出ていたうえ、「製品品質法」に抵触するやや重大な違法行為の発生により行政罰を受け、法執行機関からもブラックリストに入れられていた。ブラックリストへの登録は外部に公開され、その内容は多くの企業がかなり注目するところとなる。B社はC社に資本参加する出資者の一方にすぎず、経営権を主に行使しているのはA社であるにもかかわらず、C社ではただちに相当な打撃を受けることになった。C社の顧客の中には「B社がブラックリストに登録されたことから、C社の製品品質や契約履行能力が懸念される」との理由から、C社との取引を減らしたり、停止したりするところも出た。その後C社では営業担当が懸命に顧客への説明を行い、長期間が経過した後でようやく経営状態が回復した。

◇ブラックリスト制度最新運用規則のポイント

1. 本弁法が適用される執行対象が「企業」から「当事者」に変わったことから、ブラックリスト制度の適用対象範囲が拡大され、今後は代表処や個人の名義でもブラックリストに登録される可能性がある。

2. 本弁法によりブラックリストへの登録条件が大幅に詳細化された。概要は以下の通り。

(1) 当事者の違法行為が悪質であり、情状が重大で、社会にもたらす危害が大きく、市場監督管理機関からやや重大な行政罰を受けたものは、ブラックリストに登録する。「やや重大な行政罰」には以下を含む。

①行政罰の裁量基準に基づき、重きに従う処罰の原則により罰金を科す。

→取り調べの過程で法執行機関の担当者に不満を抱かれた場合、より重い処罰を受ける可能性が高くなる。

②資格等級の引き下げ、ライセンスや営業許可証の取り上げ

③生産経営活動の制限、操業停止命令、閉鎖命令、従業制限

(2) 食品、医薬品、医療機器、化粧品などの品質安全に関わる違法行為や、消費者権益を侵害する違法行為、あるいは「独占禁止法」「不正競争防止法」に関わる違法行為が存在する場合、ブラックリストに登録される可能性が高くなる。

(3) 当事者が、法執行機関による行政罰、行政裁決などの行政決定が下された後で、履行能力があるのに履行しなかったり、執行逃れなどの行為があったりした場合、ブラックリストに登録される。

3. 当事者がブラックリストに登録された後、その情報は20業務日以内に「国家信用情報公示システム」上で公開されたうえ、法執行機関から当該当事者に対し、政府調達プロジェクトへの参加制限、重点管理監督対象の指定（検査頻度の引き上げ、監督管理の厳格化）、行政許可手続き時の「告知誓約制」適用停止などの不利な措置が取られる。

4. ブラックリストに登録された日から3年経過すれば、当該当事者は法執行機関によりリストから削除され、関連情報の公開も停止され、不利な措置も解除される。ただし、当事者がブラックリストに登録されて1年後から、処罰決定をすでに履行し、危害やマイナスの影響がなくなり、重大な行政罰を受けていないなどの条件を満たすことによって、法執行機関に期限前リスト削除を申請することができる。

◇日系企業へのアドバイス

本弁法により、今後はブラックリスト登録によって当事者にもたらされる不利な結果がさらに重大となるため、登録されてしまうような状況を努めて回避することが望ましいといえます。万一違法行為があり、法執行機関の調査を受けることとなった場合にも、速やかかつ適切に対応して法執行担当者に不満を抱かれないようにすることが、重い処罰の回避につながります。

メモリーチップの普冉、上場へ＝12億元調達＝上海市

9日付の中国紙、中国証券報（A13面）によると、スマートフォンや自動車分野向けのメモリーチップを生産する普冉半導体（Puya、上海市）は8日、上海証券取引所ハイテク新興企業向け市場「科创板」への上場に向けて、関連手続きに着手する方針を明らかにした。

同社は今回の新規株式公開（IPO）で機関投資家などに新株約906万株を発行する。1株当たりの発行価格は148.9元。手数料などを除いた実質調達額は12億4600万元（約212億円）の予定。

同社はNOR型フラッシュメモリーチップやEEPROMメモリーチップを中心に手掛け、2020年業績は売上高が7億1700万元、純利益が8600万元だった。（上海時事）

《蘇州・江蘇省》

無錫市の上半期GDP、13.7%拡大＝江蘇省

中国ニュースサイト、新華網が9日までに伝えたところによると、江蘇省無錫市統計局がこのほど発表した2021年上半期の域内総生産（GDP）は6499億元と、実質で前年同期比13.7%増加した。成長率は省全体を0.5ポイント上回った。産業別の伸び率は、第1次が4.7%増、第2次が16.2%増、第3次が11.8%増。

主要経済指標では、一定規模以上の工業生産（付加価値ベース）が28.6%増。30の主要工業製品の中、リチウムイオン電池（58.8%増）や集積回路（57.4%増）、単機能半導体（51.7%増）が大きく伸びた。

住民1人当たり可処分所得は13.7%増の3万2258元。19年と20年の同期間の合計平均値と比べると、8%の増加。（上海時事）

蘇美達、メガソーラー5カ所売却へ＝資金需要で＝江蘇省

7日付の中国紙、中国証券報（B55面）によると、上海証券取引所上場の複合企業、蘇美達（江蘇省南京市）はこのほど、内モンゴル自治区など国内5カ所に建設したメガソーラーを売却する方針を明らかにした。

同社は北京産権交易所を通じ、メガソーラー運営会社の全持ち株を売り出す予定。譲渡額は未定だが、資金回収を急ぐ。

蘇美達は中央政府系企業の中国機械工業集団の傘下企業。農業機械や園芸機械、小型発電機などの設備事業や自動車部品、衣料品、太陽光発電を中心に手掛けている。

蘇美達はまた、総額30億元（約510億円）を上限に社債を発行する。償還期間は5年で、新事業への投資を拡大する見込み。（上海時事）